

## 吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2022 年 2 月 18 日

三菱電機株式会社

2022年2月18日

吸収分割に係る事前開示書類  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
三菱電機株式会社  
代表執行役 漆間 啓



三菱電機株式会社(以下「甲」といいます。)及び三菱電機ビルテクノサービス株式会社(2022年4月1日付で三菱電機ビルソリューションズ株式会社に商号変更予定。以下「乙」といいます。)は、2022年2月17日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2022年4月1日として、甲がその営む昇降機をはじめとするビルシステムに関する事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項第2号)

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ)

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条8号に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第183条第4号)

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等(同号イ)

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

甲は、2021 年 6 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び甲定款第 31 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議し、当該決議に従って自己株式の取得を行っております。

- 1) 自己株式の取得を行う理由

中期経営計画における資本政策の一環として、株主還元強化及び資本効率の向上等を図るため。

- 2) 取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類：甲普通株式
- ②取得し得る株式の総数：40,000,000 株（上限）
- ③株式の取得価額の総額：50,000 百万円（上限）
- ④取得期間：2021 年 6 月 4 日～2022 年 3 月 31 日
- ⑤取得方法：東京証券取引所における市場買付

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 甲の債務の履行の見込みについて

2021 年 3 月 31 日現在の甲の貸借対照表における資産の額は 3,057,070 百万円、負債の額は 1,596,645 百万円であるところ、本吸収分割により甲が乙に承継させる予定の資産及び負債の見込額は、2021 年 3 月 31 日現在の簿価でそれぞれ 54,847 百万円及び 54,847 百万円であり、上記 6. で記載した事項を考慮しても、甲においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 乙の債務（甲が本吸収分割により乙に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

2021年3月31日現在の乙の貸借対照表における資産の額は328,535百万円、負債の額は154,871百万円であるところ、本吸収分割により甲から乙に承継される予定の資産及び負債の見込額は、上記(1)のとおりであり、乙においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



# 吸収分割契約書

2022年2月17日



甲：三菱電機株式会社

乙：三菱電機ビルテクノサービス株式会社

## 吸収分割契約書

三菱電機株式会社（以下「甲」という。）と三菱電機ビルテクノサービス株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割について、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、昇降機をはじめとする甲のビルシステムに関する事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

### 第2条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 吸収分割会社（甲）   | 商号：三菱電機株式会社<br>住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番3号          |
| (2) 吸収分割承継会社（乙） | 商号：三菱電機ビルテクノサービス株式会社<br>住所：東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 |

### 第3条（承継する権利義務等）

- 乙が、本吸収分割によって、甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象明細表」のとおりとする。
- 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法によるものとし、甲は、効力発生日以後、当該債務を弁済又は履行する責任を負わないものとする。

### 第4条（分割対価）

乙は、本吸収分割に際し、乙が承継する権利義務の対価を交付しない。

### 第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以後においても、本事業及びこれに類似する事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

### 第7条（吸収分割承認決議）

- 甲は、会社法第784条第2項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。なお、同項における甲の総資産額の基準日は、本契約締結日とする。

2 乙は、会社法第796条第1項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

#### 第8条（従業員の処遇）

甲は、本吸収分割に際して、乙に対し、本事業に係る甲の従業員との間の労働契約その他の権利義務を承継しないものとし、乙が本事業を行うに当たっては、当面の間、甲から乙へ必要な従業員を出向させることとする。その後の取扱いは、甲乙が協議の上これを決定する。

#### 第9条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本吸収分割の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

#### 第11条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を乙が写しを保有する。

2022年2月17日

甲 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
三菱電機株式会社  
代表執行役 漆間 啓



乙 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
代表取締役 林 美克



## 承継対象明細表

効力発生日において乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日の直前（以下「基準時」という。）における次に定める権利義務とする。

## 1. 資産

本事業に属する一切の資産（但し、知的財産権については下記2.において定める。）。但し、次に掲げる資産を除く。

- (1) 売掛金（但し、基準時における本吸収分割の承継対象権利義務に係る貸借対照表上で契約資産（工事）及び契約資産（原価）として計上されるものを除く。）、未収入金（但し、乙が製造委託先に対して効力発生日以降に負担することとなる代金支払債務との相殺に供する有償支給品の代金支払債権に係る未収入金を除く。）、立替金又は支払未決算として計上された資産
- (2) 外国法人の株式又は持分並びに乙及び株式会社菱電三重製作所の株式

## 2. 知的財産権

本事業に属する一切の知的財産権。但し、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（いずれも特許等を受ける権利が甲に既に原始的に帰属している出願前権利及び出願中未登録の権利を含み、以下「産業財産権」と総称する。）は承継しない。

## 3. 債務・負債

本事業に属する一切の債務及び負債、並びに乙作成に係る(i)2020年5月29日付及び(ii)2020年3月31日付の国内GS拋出申込書に基づく甲の乙に対する借入債務（但し、基準時における本吸収分割の承継対象権利義務に係る貸借対照表上の資産の部の合計金額から、負債の部の合計金額を控除して得られた金額に相当する部分に限るものとし、(i)に係る借入債務（利息債務その他の金銭債務を含む。）から順に充当する。）。但し、次に掲げる債務・負債を除く。

- (1) 買掛金、未払金（但し、リース債務を除く。）、未払賞与、未払給与、預り金又は収入未決算として計上された債務及び負債
- (2) 基準時において係属中（基準時において申立てがなされており、係属が見込まれているものを含む。）の訴訟、調停、仲裁等の法的紛争手続（甲を当事者とするものに限る。）に関する債務

## 4. 契約（労働契約を除く）

甲を当事者として締結された本事業に属する一切の契約（承継対象となる契約の変更、更新合意その他これに付随する契約を含み、労働契約を除く。）並びにそれらの契約上の地位及びそれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次に掲げる契約又は権利義務を除く。

- (1) 本承継対象明細表における他の項目において承継対象外とされた権利義務
- (2) 承継対象権利義務に含まれない産業財産権に関する共同出願契約及び共有契約
- (3) 承継対象権利義務に含まれない株式又は持分に関する投資契約、買収契約その他の当該株式又は持分の取得に係る契約、合弁契約及び株主間契約その他これに類する契約
- (4) 甲及び甲の海外関係会社の間の甲からの出向者の取扱いに係る契約及びこれに付随する契約

- (5) 甲宛てに発行され、又は発行されることが見込まれる信用状 (Letter of Credit) を代金決済に用いる取引に係る甲及び海外販売代理店の間の機器供給契約
- (6) 海外販売代理店が甲を販売元として申請又は取得したアルゼンチンにおける輸入ライセンスに基づいて実施される取引に係る甲及び当該海外販売代理店の間の機器供給契約
- (7) 甲及び甲の関係会社並びにELEVADORES OTIS LTDA. の間の2017年8月10日付SHARE PURCHASE AGREEMENT AND OTHER COVENANTS

#### 5. 労働契約

本事業に係る甲の従業員との間の労働契約その他の権利義務は一切承継しない。

#### 6. 許認可等

甲が取得している本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち、法令上承継することが可能なものの一切。

以上

## 第 6 7 期 事 業 報 告

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

# 事業報告

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、インバウンド需要の減少や消費マインドの低下が続き、企業収益や雇用環境の悪化など厳しい状況で推移いたしました。各種経済政策が実施されたものの、緊急事態宣言の再発出等もあり、景気の先行き不透明感は払拭されない状況が続いております。

当社事業と関連の深いビル市場は、マンションにおいては年間供給戸数が1976年以來の低水準となり、また、オフィスビルにおいても感染拡大防止策でのテレワークの普及による需要低迷で、空室率上昇や平均賃料下落の傾向が続きました。

このような状況下、当社は「安全・品質最優先」「倫理・遵法の徹底」を経営の基本に、人と技術で最適なソリューションを創造・提供することにより、お客さまからの更なる信頼の獲得と高品質なサービスの提供に努めてまいりました。一方、業務効率化や生産性向上の諸施策の展開を加速することにより、関係・協力会社を含めた当社グループ社員の働き方改革にも取り組んでまいりました。

その結果、受注高は3,137億円、売上高は3,195億円、当期純利益は116億円を計上することができました。

事業別	受注高	売上高
昇降機事業	2,177億円	2,196億円
ファシリティ事業	961億円	999億円
計	3,137億円	3,195億円

(注) 金額は、億円未満を四捨五入して、表示しております。

#### 【昇降機事業】

新設については、昨年10月に標準形エレベーターの新機種「AXIEZ-LINKs」を市場投入し、新機種の拡販を中心とした受注拡大策を展開してまいりました。保守については、新設顧客からの着実な契約化と既契約顧客との契約堅持に向けた活動を展開してまいりました。モダニゼーションについては、老朽化した昇降機の安全・品質の向上に資する更新工事を積極的に販売してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高は2,196億円(前年度比94.6%)と、前年を下回る結果となりました。

#### 【ファシリティ事業】

保守・修理については、「フロン排出抑制法」をはじめとする関連法規への対応を切り口とした営業展開を図り高付加価値なサービスの提供に努めてまいりました。工事については、環境・省エネ・セキュリティを切り口としたソリューション提案によるシステム、空調機及びビル設備のリニューアルを中心とした受注拡大策を展開しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高は999億円(前年度比88.2%)と、前年を下回る結果となりました。

(2) 財産及び損益の状況

	第64期 (平成29年度)	第65期 (平成30年度)	第66期 (令和元年度)	第67期(当期) (令和2年度)
売上高	3,301億円	3,357億円	3,455億円	3,195億円
当期純利益	132億円	128億円	122億円	116億円
1株当たり 当期純利益	1,321円25銭	1,281円91銭	1,215円04銭	1,160円65銭
総資産	3,573億円	3,576億円	3,409億円	3,285億円

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなどの懸念材料があり、今後のわが国の経済は一定の経済活動の抑制が余儀なくされると思われ、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。このような経営環境の下、当社は、抗菌・非接触・換気等の感染症対策に関連する商品を提供するとともに、利用者安全・社員安全を最優先に、人と技術で「安心・安全を提供する会社」として社会・お客さまに貢献することを引続き目指してまいります。

また、「社会のスマート化をリードする」を目指す企業像として、新技術（リモート化、自動化、IT化）を開発・展開し、サービスの更なる高度化と生産性の向上に積極的に取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）実現に寄与する活動を推進してまいります。

今後も三菱電機グループの一員として、グループ各社との連携強化による総合力の向上と社業の更なる発展に取り組み、企業としての社会的責任を遂行していく所存でございますので、何卒倍旧のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 親会社の状況

##### ①親会社との関係

当社の親会社は三菱電機株式会社であり、同社は当社の株式を100%保有しております。

##### ②親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社である三菱電機株式会社との間で昇降機設備、冷熱・空調設備、各種ビル設備等の機器・部品の仕入取引等を行っております。取引条件は市場実勢等を勘案し、当社の利益を害することがないよう親会社と協議の上適正に決定しております。親会社への資金の貸付については、三菱電機グループ国内CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）及び三菱電機グループ資金融資制度により行い、その金利は市場金利を勘案したものとなっております。

当社取締役会は、上記の対応により適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

#### (5) 主要な事業内容

当社は、親会社製造の昇降機設備、冷熱・空調設備、各種ビル設備等の保守・修理・販売・据付並びに監視・制御等を行っております。

#### (6) 主要な事業所

本 社 (東京)	北 海 道 支 社	東 北 支 社 (宮城)
関 越 支 社 (埼玉)	首都圏第一支社 (東京)	首都圏第二支社 (東京)
横 浜 支 社	北 陸 支 社 (石川)	中 部 支 社 (愛知)
関 西 支 社 (大阪)	中 国 支 社 (広島)	四 国 支 社 (香川)
九 州 支 社 (福岡)		

#### (7) 従業員の状況

	従業員数 (前年末比)	平均年齢	平均勤続年数
男 子	8,443名 (113名増)	41.5歳	15.3年
女 子	1,329名 (49名増)	36.3歳	10.3年
計	9,772名 (162名増)	40.8歳	14.6年

## 2. 会社の株式に関する事項

株 式 数	発行する株式の総数	12,000,000株
	発行済株式の総数	10,000,001株
株 主 名	三菱電機株式会社	
所有株式数	10,000,001株 (持株比率100%)	

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役 取締役社長 (経営企画室担当)	林 美 克
代表取締役 専務取締役 (昇降機保守事業本部長、業務改革推進室担当)	一 條 靖 久
専務取締役 (経理部長、監査部、資材統括部担当)	澤 田 喜 夫
常務取締役 (海外事業部担当)	佐々木信二
常務取締役 (営業本部長、昇降機新設事業本部担当)	高 倉 義 行
常務取締役 (安全衛生本部長)	鈴 木 祥 太
取 締 役 (三菱電機(株) ビルシステム事業本部 副事業本部長(兼)ビルシステム海外事業部長)	森 日 出 樹
取 締 役 (三菱電機(株) リビング・デジタルメディア事業本部 空調冷熱システム事業部長)	尋 木 保 行
取 締 役 (中部支社長)	官 原 次 郎
取 締 役 (関西支社長)	岩 村 竜 也
取 締 役 (技術開発本部長、情報システム部担当)	安 藤 宏
取 締 役 (首都圏第一支社長)	宇 和 川 慎 一
取 締 役 (首都圏第二支社長)	向 山 達 也
取 締 役 (総務人事部長、法務・コンプライアンス部、 人材開発センター担当)	吉 木 敬 典
取 締 役 (品質保証本部長)	福 世 哲 明
取 締 役 (昇降機保守事業本部 副事業本部長(兼)業務部長)	飯 野 洋
取 締 役 (ファシリティ事業本部長、戦略事業開発推進室担当)	原 田 正 彦
取 締 役 (沖縄菱電ビルシステム(株) 取締役社長)	長 瀬 英 司
取 締 役 (顧問)	村 上 忠 司
常任監査役 (常 勤)	古 上 清 隆
常任監査役 (常 勤)	潤 間 勉
監 査 役 (三菱電機(株) ビルシステム事業本部 副事業本部長(兼)ビルシステム業務部長(兼)コンプライアンス部長)	織 田 巖
監 査 役 (三菱電機(株) リビング・デジタルメディア事業本部 リビング・デジタルメディア業務部長(兼)コンプライアンス部長)	藤 本 健 一 郎

(注) 1. 常務取締役 佐々木信二氏、鈴木祥太氏、取締役 尋木保行氏、安藤宏氏、飯野洋氏、村上忠司氏は、令和3年3月31日退任いたしました。

### 4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社の取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかわる重要書類である株主総会議事録、取締役会議事録等（電磁的記録を含む）の保存及び管理に関する社規を定める。

#### ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 各取締役は自己の管掌範囲について、事業推進に伴う損失の危険（以下、リスクという）管理の体制を構築する権限と責任を有する。

また、重要事項については、取締役会で審議を行う。

イ. 重大な事故、不祥事、災害等が発生した場合には、社規に基づきリスク対応のための組織を設置し対策を実行する。

#### ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 各取締役は自己の管掌範囲の職務遂行の効率性を確保するため、経営執行体系に則り、経営方針・年度経営計画など経営戦略にかかわる重要事項を決定するとともに、計画の進捗及び達成状況を評価する。

イ. 監査部は、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等について監査を行う。

#### ④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための以下の体制を定める。その運営状況は、監査部が監査を行う。

ア. 三菱電機グループの企業倫理・遵法方針に基づき、企業倫理・遵法に対する基本姿勢の浸透を図る。

イ. コンプライアンスの維持については、社規「コンプライアンスに関する規則」を制定する。

ウ. 業務部門から独立した監査部は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセス改善に努める。

エ. 企業倫理・遵法に関する相談・通報窓口として「企業倫理・遵法ホットライン」及び「社外窓口（当社が委嘱する弁護士事務所）」を設置し、社員から情報収集を図る。

オ. 反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を法務・コンプライアンス部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応にかかわる規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

#### ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 各取締役は自己の管掌範囲の子会社においても、当社と同様のコンプライアンス体制強化を推進するため、当該子会社の業容業態等に相応しいコンプライアンス管理体制の構築を図るとともに、その実効性を上げるための支援を行う。

イ. グループ会社の管理が職責である経営企画室は、内部統制に関する施策の実行及び必要な指導・支援を実施する。

ウ. 監査部及び経営企画室は、子会社各社と定期的に会合を行い、情報の共有化に努めるとともに、共同して子会社各社の監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保するよう努める。

エ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための以下の体制を定める。

(ア) 子会社の職務の執行にかかわる事項の当社への報告に関する体制

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ウ) 子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(エ) 子会社の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制

**⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助する使用人を選任する。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

総務人事部長は、監査役がその職務を補助する使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査役と協議する。

**⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示実行性の確保に関する事項**

監査役がその職務を補助する使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととする。

**⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

ア. 監査役は、監査役が策定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。

イ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告する。

ウ. 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

**⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

ア. 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに子会社の監査役へ報告するとともに経営企画室に報告する。

イ. 経営企画室は、子会社の取締役または使用人から法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。

ウ. 三菱電機グループに重大な影響を与えるものについては、三菱電機の管理規程に従い三菱電機に報告する。

**⑪ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及びその子会社に関する情報を報告した者がその報告または相談通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いも受けないこととする。

⑫当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、会社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかわる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに生ずる費用または債務を処理する。

⑬その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

その他監査役の監査に関わる以下の体制を定める。

ア. 監査の実効性を確保するため、当社及び子会社の経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について、監査役が都度報告を受ける体制を整備する。

イ. 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役が事前に報告を受ける。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した「会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」に基づき運用しております。当社グループ全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、「業務決裁権限取扱規則」、「国内関係会社管理規則」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備するとともに、社長を議長とし本社各部門責任者及び支社長をメンバーとする会社全体のコンプライアンスに関する方針及び推進事項を策定するコンプライアンス推進会議を開催する他、当社及び子会社の役員・社員を対象とする定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

また、重大な事故、不祥事、災害等の危機事象への対応及び主管部門を定めた「社会的リスク案件取扱規則」、「危機管理運営要領取扱い」等の企業リスク関連規程を整備するとともに、当社グループ全体のリスク管理体制を構築し、運用しております。

これらの内部統制システムの全般的な運用状況は、監査部が監査を行い、管掌取締役を通じて社長に報告し、また、監査役に通知を行っております。

監査役監査の実効性確保を目的として、監査役の職責と監査体制を定めた「監査役監査規則」等の規程類を整備するとともに、監査役は取締役会等の重要会議に出席又は会社等から報告を受ける他、定期的に社長、監査部、会計監査人との情報交換を実施しております。また、取締役から独立して監査役の職務を補助する使用人を選任しております。

# 第67期 事業報告に係る附属明細書

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

# 第 67 期 計 算 書 類

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 個 別 注 記 表

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

# 貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	125,624	流 動 負 債	77,458
現金及び預金	1,405	買 掛 金	20,610
受取手形	2,360	短期借入金	3,020
電子記録債権	3,055	リース債務	10
売 掛 金	54,113	未 払 金	12,492
契約資産	8,033	未払費用	13,617
材 料	12,453	未払法人税等	1,213
短期貸付金	39,494	契約負債	16,377
その他流動資産	4,732	役員賞与引当金	53
貸倒引当金	△19	工事損失引当金	6,657
固 定 資 産	202,911	その他流動負債	3,408
有形固定資産	25,526	固 定 負 債	77,413
建 物	10,732	リース債務	14
構 築 物	220	契約負債	21,524
機械及び設備	686	退職給付引当金	55,659
車両運搬具	8	役員退職慰労引当金	134
工具器具備品	3,796	その他固定負債	82
土 地	9,869		
リース資産	24	負 債 合 計	154,871
建設仮勘定	192	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	949	株 主 資 本	172,013
投資その他の資産	176,435	資 本 金	5,000
投資有価証券	17,328	利益剰余金	167,013
関係会社株式	17,023	利益準備金	1,250
長期貸付金	92,198	その他利益剰余金	165,763
前払年金費用	8,060	別途積立金	110,000
繰延税金資産	35,815	繰越利益剰余金	55,763
敷金及び保証金	5,464	評価・換算差額等	1,652
そ の 他	623	その他有価証券評価差額金	1,652
貸倒引当金	△75	純 資 産 合 計	173,665
資 産 合 計	328,535	負 債 及 び 純 資 産 合 計	328,535

# 損益計算書

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		319,514
売 上 原 価		260,083
売 上 総 利 益		59,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		48,844
営 業 利 益		10,588
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	247	
受 取 配 当 金	4,452	
為 替 差 益	22	
雑 収 益	924	5,645
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
雑 損 失	382	389
経 常 利 益		15,845
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	148	148
税 引 前 当 期 純 利 益		15,696
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,432	
法 人 税 等 調 整 額	658	4,090
当 期 純 利 益		11,606

# 株主資本等変動計算書

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金				株主資本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計	
			別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	5,000	1,250	110,000	76,798	188,048	193,048
会計方針の変更による 累積的影響額				△8,341	△8,341	△8,341
会計方針の変更を反映 した当期首残高	5,000	1,250	110,000	68,456	179,706	184,706
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△24,300	△24,300	△24,300
当 期 純 利 益				11,606	11,606	11,606
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計				△12,694	△12,694	△12,694
当 期 末 残 高	5,000	1,250	110,000	55,763	167,013	172,013

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	207	193,255
会計方針の変更による 累積的影響額		△8,341
会計方針の変更を反映 した当期首残高	207	184,914
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△24,300
当 期 純 利 益		11,606
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,445	1,445
当 期 変 動 額 合 計	1,445	△11,249
当 期 末 残 高	1,652	173,665

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

(1) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

(2) 資産の評価基準及び評価方法

### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料（倉庫品） …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

材料（特注品） …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …………… 定率法（ただし、建物（除く建物附属設備）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金 …………… 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に発生した額を計上しております。

工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、期末受注残高のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生翌期から費用処理しております。

役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。一つの契約に保守と修理のように複数の履行義務が含まれている契約については、取引価格の配分を独立販売価格の比率に基づき算定しております。

保守は、契約期間に応じて収益を認識しております。修理・工事は、進捗度を合理的に測定できると見込まれる場合には当該進捗度に応じて、進捗度を合理的に測定できないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用して収益を認識しております。部品・製品販売は、引渡し時点で収益を認識しております。

進捗度は、当事業年度までの発生費用を契約に含まれる履行義務を充足するまでの見積総費用と比較することにより測定しております。見積総費用については、工事の進捗等に伴い発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 三菱電機株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を採用しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日）が令和2年4月1日以降に開始する事業年度の期首から適用できることに伴い当事業年度期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

この適用により、昇降機フルメンテナンス契約は、従来、契約に基づき将来発生する修理工事に係る費用に充てるため、保証工事の見積りに基づき当期末において発生していると認められる額を機器保証引当金として計上しておりましたが、取引の実態に鑑み保守と修理を別の履行義務として識別し、保守は契約期間に応じて、修理は合理的に測定した進捗度に応じて収益を認識する方法に変更しております。また、修理・工事等については、履行義務の充足が合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、従来の工事完成基準から原価回収基準に収益認識方法を変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度期首において、新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を利益剰余金に加減しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高が8,341百万円減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 ..... 42,585百万円
- (2) 保証債務残高
  - 従業員の財形住宅ローンの保証 ..... 33百万円
  - 代理店に対する保証 ..... 232百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
  - 短期金銭債権 ..... 45,659百万円
  - 長期金銭債権 ..... 92,141百万円
  - 短期金銭債務 ..... 18,681百万円

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
  - 営業取引による取引高
    - 売上高 ..... 8,077百万円
    - 仕入高 ..... 109,731百万円
  - 営業取引以外による取引高 ..... 9,115百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	10,000千株	— 千株	— 千株	10,000千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和2年6月24日 定時株主総会	普通株式	12,150百万円	1,215円00銭	令和2年 3月31日	令和2年 6月30日
令和2年10月28日 取締役会	普通株式	12,150百万円	1,215円00銭	令和2年 9月30日	令和2年 11月30日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和3年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- 配当金の総額 ..... 11,606百万円
- 1株当たり配当額 ..... 1,160円60銭
- 基準日 ..... 令和3年3月31日
- 効力発生日 ..... 令和3年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生に関する事項

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金、契約負債の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用、その他有価証券評価差額等であります。

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金の永久に益金に算入されない項目	△9.0%
外国子会社配当に係る源泉税額	1.2%
評価性引当額の増減	2.0%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.1%

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、三菱電機グループ国内CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）及び三菱電機グループ資金融資制度への拠出により運用しております。また、デリバティブは、デリバティブ取引取扱規程に従い、為替変動リスクを回避するために実需の範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わないこととしております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式等については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金は、当社子会社からの借入であり、同額を三菱電機グループ資金融資制度へ拠出してしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

科 目	貸借対照表 計上額(注1)	時 価 (注1)(注2)	差 額
現金及び預金	1,405	1,405	-
受取手形	2,360	2,360	-
電子記録債権	3,055	3,055	-
売掛金	54,113	54,113	-
短期貸付金	39,494	39,494	-
投資有価証券	5,764	5,764	-
長期貸付金	92,198	92,198	-
買掛金	(20,610)	(20,610)	-
短期借入金	(3,020)	(3,020)	-
未払金	(12,492)	(12,492)	-

(注) 1. 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、短期貸付金、買掛金、短期借入金、並びに未払金 …… これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券 …… 時価については、取引所の価格によっております。

長期貸付金 …… 変動金利等による市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 投資有価証券のうち非上場株式(貸借対照表計上額11,563百万円)、関係会社株式(貸借対照表計上額17,023百万円)、並びに敷金及び保証金(貸借対照表計上額5,464百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

10. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しております。また、退職一時金制度において退職給付信託を設定しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における退職給付債務	123,386百万円
② 勤務費用	5,619百万円
③ 利息費用	683百万円
④ 数理計算上の差異の当期発生額	916百万円
⑤ 退職給付の支払額	△6,435百万円
⑥ 期末における退職給付債務	124,169百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における年金資産	72,974百万円
② 年金資産にかかる期待運用収益	1,095百万円
③ 数理計算上の差異の当期発生額	10,671百万円
④ 事業主からの拠出額	2,072百万円
⑤ 退職給付の支払額	△2,894百万円
⑥ 期末における年金資産	83,917百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

① 退職給付債務	124,169百万円
② 年金資産	△83,917百万円
③ 未積立退職給付債務	40,251百万円
④ 未認識数理計算上の差異	5,965百万円
⑤ 未認識過去勤務費用	1,382百万円
⑥ 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,599百万円
⑦ 退職給付引当金	55,659百万円
⑧ 前払年金費用	△8,060百万円
⑨ 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,599百万円

(5) 退職給付に関連する損益

① 勤務費用	5,619百万円
② 利息費用	683百万円
③ 期待運用収益	△1,095百万円
④ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	188百万円
⑤ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△122百万円
⑥ 退職給付費用	5,273百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

① 債券	38%
② 株式	37%
③ 生命保険一般勘定	11%
④ その他	14%
⑤ 合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

① 割引率	.....	0.5% ~0.6%
② 長期期待運用収益率	.....	1.5%

1 1. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	三菱電機株	被所有 直接100%	三菱電機製品 の購入 役員の兼任等	材料購入 (注1)	52,609	買掛金	6,441
				資金の貸付 " 回収 (注2)	78,644 148,800	短期 貸付金	39,493
				資金の貸付 (注3)	55,000	長期 貸付金	92,100

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案し決定しております。  
 2. 短期貸付金は、三菱電機グループ国内CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）への拠出金及び一年内に回収予定の長期貸付金を含んでおります。  
 3. 長期貸付金の返済条件は期間3年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。  
 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	.....	17,366円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	.....	1,160円65銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	.....	11,606百万円
期中平均株式数	.....	10,000,001株

## 第67期 計算書類に係る附属明細書

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	11,082	408	60	698	10,732	20,013	30,745
	構築物	243	1	0	25	220	1,220	1,440
	機械及び設備	568	316	8	189	686	5,998	6,684
	車両運搬具	13	3	0	8	8	99	107
	工具器具備品	3,718	1,634	45	1,511	3,796	15,227	19,023
	土地	9,888	-	19	-	9,869	-	
	リース資産	29	4	0	10	24	28	52
	建設仮勘定	133	2,425	2,366	-	192	-	
	計	25,675	4,790	2,498	2,441	25,526	42,585	
無形固定資産	1,168	208	10	417	949			

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	104	30	40	94
役員賞与引当金	47	53	47	53
工事損失引当金	7,428	5,012	5,783	6,657
役員退職慰労引当金	133	52	51	134

(注) 1. 退職給付引当金は、退職給付に関する注記を個別注記表に記載しているため、記載を省略しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	320	
賃 金 賞 与	19,342	
退 職 給 付 費 用	1,563	
福 利 厚 生 費	3,944	
賃 借 料	1,915	
減 価 却 費	1,858	
租 税 公 課	1,477	
消 耗 品 費	811	
水 道 光 熱 費	146	
交 際 費 ・ 会 議 費	131	
会 費 寄 付 金	24	
通 信 輸 送 費	951	
旅 費 交 通 費	602	
修 繕 費	1,348	
外 部 委 託 費	7,668	
研 究 開 発 費	1,655	
○ A 開 発 費	2,328	
そ の 他	2,762	
計	48,844	

- (注) 1. 交際費・会議費及び会費寄付金には、会社が無償でおこなった財産上の利益の供与が含まれております。
2. 役員報酬には、役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金を含んでおります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小山 秀明 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松本 尚己 

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱電機ビルテクノサービス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

私たち監査役は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおりご報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査方針等に従い、取締役及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社を巡回し事業の報告を受けその業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月28日

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

常任監査役 古上清隆   
常任監査役 潤間 勉   
監査役 織田 巖   
監査役 藤本 健一郎 